

令和 6 年度		審 査	
小形除雪機(ハンドロータリー 1.1m級)購入(三川地区配備①) 設 計 書		設 計	
番 号		納 入 場 所	
R6阿建雪機第 1-001 号		東蒲原郡阿賀町 白崎 (三川支所) 地内	
	実 施 ・ 元	変 更	
設 計 額	円	円	
契 約 額 (内消費税額)	(円)	(円)	
納 期	納 期 R 7 年 3 月 25 日	日間(付与日数 日間) 納 期 年 月 日	
実 施 (元) 設計概要	小型除雪機(ハンドロータリー 1.1m級) 1台 (18~22PS 想定機種:ヤンマーJL1811,X) ※ 納期については、社会情勢等の影響により、当該期日までに 納入ができないときは、納期延長の協議に応じます。	変 更 設計概要	

工 事 費 内 訳 書

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
小型除雪機 ハンドガイド式小型ロータリー	1.0	台			※想定機種：ヤンマーJL1811, X
*最大除雪幅 1.1m					
*最大出力 13.2kw/18PS~16.2kw/22PS					
*最大除雪能力 100t/h以上					
*最大投雪距離 20m以上					
*その他詳細な仕様は仕様書を参照のこと					
小計					
消費税相当額	10.0	%			
合計					

R6 阿建雪機 1-001 号

小形除雪機 (1.1m級, 18~22PS) 仕様書

令和6年度

阿賀町役場 建設課

小形除雪機（1.1m級）仕様書

概 要

この仕様書は、令和5年度に阿賀町が契約を締結する小形除雪機（1.1m級）の購入に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機の規格が平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に該当する場合、同法律に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

目 的

小形除雪機は、降積雪時における歩道の通行確保を目的とした、歩道除雪作業に使用するものである。

1. 性 能

(1) 最大除雪量	100 t/h 以上
(2) 最大出力	13.2kW(18PS)以上 16.2kW(22PS) 以内
(3) 投雪距離	20 m 以上
(4) 最大除雪幅	1.1 m 以上
(5) 最大除雪高	0.6 m 以上

2. 主要諸元

(1) 全 長	2,600 mm 以下
(2) 全 幅 (除雪装置含む)	1,250 mm 以下
(3) 全 高	2,100 mm 以下
(4) 車両総質量	900 kg 以下

なお、「5. 安全装置 (3) 雪づまり除去具」及び「8. 付属装置及び付属品」は、本車両総質量に含まないものとする。

3. 車 体

(1) 車体形式	ハンドガイド式
(2) 機 関	
形 式	水冷、ディーゼル機関
始動方式	セルフスタータ式

(3) 走行装置

走行方式	ゴム履带式
変速段数	H S T式、無段階変速

4. 除雪装置

(1) 形 式 ツーステージ形、ロータリ除雪装置

(2) 構 成 オーガ、ブロワ、シュート

(3) 機 構 等

オーガリフティング機構	油圧式
オーガローリング機構	油圧式
シュート旋回機構	電動
昇降範囲	地上高 220 mm 以上
シ ュ ー	除雪装置の接地状態を調整できるシュートを有すること。
そ の 他	シュート、昇降装置、ローリング装置

5. 安全装置

次の安全機構を備えること。

(1) 運転者離脱時安全機構、または同等の機能を有するもの	1 式
(2) シュート安全機構、または同等の機能を有するもの	1 式
(3) 雪つまり除去具（車両総質量に含まない）	1 式
(4) 後進時緊急停止機構、または同等の機能を有するもの	1 式

6. 計器類

(1) 燃 料 計	1 式
(2) アワーメータ	1 式

7. 照明装置類

(1) 前 照 灯	1 灯
(2) 作 業 灯	1 灯

8. 付属装置及び付属品（車両総質量に含まない）

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 部
(3) 予備シャーペン（全種類 各 10 本）	1 式

※安全装置にシャーペンを用いる場合

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

12-2 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-3 納期に関する特約事項

社会情勢の影響その他受注者の責めに帰すべき事由によらない理由により納期までに納入ができないときは、発注者と受注者が協議して、納期を延長することができるものとする。